

生産行程管理業務規程

作成日 平成 28 年 7 月 8 日

更新日 令和 4 年 3 月 1 日

1 作成者

アキタケンオオダテシネゲトシンマチ

住所 (フリガナ) : (〒017-0864) 秋田県大館市根下戸新町 7 番 2 2 号

アキタキタノウギョウキョウドウクミアイ

名称 (フリガナ) : あきた北農業協同組合

代表者 (管理人) の氏名 : 代表理事組合長 虻川 和義

ウェブサイトのアドレス : <http://www.ja-akitakita.or.jp/>

2 農林水産物等が属する区分

区分名 : 第 1 7 類 野菜加工品類

区分に属する農林水産物等 : その他第 1 号から前号までに掲げるもの以外の
野菜加工品 (とんぶり)

3 農林水産物等の名称

オオダテ

名称 (フリガナ) : 大館 とんぶり

4 明細書の変更

あきた北農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 原料の確認

あきた北農業協同組合は、生産者に圃場の場所を記載した栽培協定書並びに生産資材の使用履歴等を記載した作付実施状況報告書を年 3 回 (6、8、9 月) 作成・提出させ、その記載内容を確認のうえ、播種時期から収穫時期までの期間において適宜生産者に対する現地調査を実施し、生産者が原料の基準を遵守しているか否かを確認する。

(2) 加工の方法・最終製品の確認

とんぶりの加工は、あきた北農業協同組合が指定する加工場において行うこととする。

あきた北農業協同組合は、加工時に、生産者が加工の方法を遵守していることを確認することとし、加工後、(1)の記録を確認し、最終製品を確認する。

最終確認を終えた「大館とんぶり」は、あきた北農業協同組合が受け入れし、容器・包装に詰めて出荷する。なお、あきた北農業協同組合は、必要に応じて、あらかじめ締結した契約に基づき、包装作業を外部に委託できる。

6 明細書の適合性の指導

(1) 原料及び加工の方法について

あきた北農業協同組合は、生産地、原料の基準及び加工の方法に従った生産がおこなわれていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、生産者が警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、あきた北農業協同組合は、当該生産者が生産したとんぶりについて、「大館とんぶり」として受け入れない。

(2) 出荷について

あきた北農業協同組合は、生産の方法の各基準を満たさないとんぶりについて、地理的表示である「大館とんぶり」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

(3) 生産方法の遵守の徹底について

あきた北農業協同組合は、毎年、生産者を対象として講習会を開催し、大館とんぶりの生産の基準の遵守について周知徹底するとともに大館とんぶりの生産に関する最新情報の提供を行う。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) あきた北農業協同組合は、前記5(2)の確認の際に(出荷の際に)生産地・原料・加工の方法・最終製品の各基準をいずれも満たしているとんぶりについてのみ、地理的表示である「大館とんぶり」及び登録標章が使用されていることを確認する。

(2) あきた北農業協同組合は、前記5(2)の確認の際に(出荷の際に)、以下のとんぶりがないことを確認する。

- ① 生産地・原料・加工の方法・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないとんぶりにもかかわらず、地理的表示である「大館とんぶり」及び登録標章が使用されているとんぶり
- ② 地理的表示である「大館とんぶり」のみが使用されているとんぶり
- ③ 登録標章のみが使用されているとんぶり
- ④ 地理的表示である「大館とんぶり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているとんぶり

8 地理的表示等の使用の指導

